

深谷市国民健康保険運営協議会について

深谷市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法等の規定に基づき設置しており、国民健康保険事業の運営に関する事項の審議を行う本市の附属機関です。

1. 国民健康保険運営協議会に関する関係法令

- ◇ 国民健康保険法 第 11 条
(国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するための協議会設置に関する規定)
- ◇ 国民健康保険法施行令 第 3 条から第 5 条
(国民健康保険運営協議会委員の選任に関する規定)
- ◇ 深谷市国民健康保険条例 第 2 条及び第 3 条
(国民健康保険運営協議会委員の人数に関する規定)
- ◇ 深谷市国民健康保険に関する規則 第 2 条から第 7 条
(国民健康保険運営協議会の審議事項及び会議運営に関する規定)
- ◇ 深谷市国民健康保険運営協議会会議運営規程
(会議の運営に関する規定)

2. 審議事項

- ◇ 一部負担金の負担割合に関する事項
- ◇ 保険税の賦課方法に関する事項
- ◇ 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- ◇ 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- ◇ その他国民健康保険事業の運営上重要なものと認められる事項

※昨年度までの審議事項については、裏面をご参照ください。

3. 委員の構成

- ◇ 運営協議会は次の委員 21 人によって構成されます。
 - ・ 被保険者を代表する委員 6 人
 - ・ 保険医または保険薬剤師を代表する委員 6 人
 - ・ 公益を代表する委員 6 人
 - ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人
- ◇ 委員の任期は 3 年間となります。(補欠の委員の任期は前任者の残任期間)

4. その他

会議の開催は、1 年間で概ね 2 回程度予定しております。

昨年度までの審議事項（過去３年間の運営協議会実績）

令和５年度

	開催時期	議 題
第１回	令和５年７月	審議事項 （１）深谷市国民健康保険税の改正について （２）深谷市国民健康保険税の課税限度額の改正について
第２回	令和６年１月	審議事項 「第３期深谷市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第４期深谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画」の策定について

令和４年度

	開催時期	議 題
第１回	令和４年８月	審議事項 （１）深谷市国民健康保険税の改正について （２）深谷市国民健康保険税の課税限度額の改正について
第２回		

令和３年度

	開催時期	議 題
第１回	令和３年９月	審議事項なし（報告事項のみ）